

令和 1年度所定疾患施設療養費→300単位/日

肺炎・尿路感染症又は带状疱疹について、投薬・検査・注射・処置等を行なった場合。
 同一の利用者について1月に1回を限度として算定する。1回につき連続する7日間を限度として算定する。

月	病名			検査			注射		薬		処置			
	肺炎	尿路感染	带状疱疹	レントゲン (胸部)	血液検査	尿検査	捕液	抗生剤	内服薬	座薬	酸素	吸引	導尿	膀胱留置カテーテル
合計	1	26	0	0	15	20	2	0	58	0	0	1	14	1